

鹿児島県立図書館 団体貸出（医療・福祉施設）要領

1 趣旨

来館による図書館の利用が困難な者への読書活動の普及を推進するため、医療・福祉施設における読書活動を支援する。

2 支援の定義

支援とは、当館が所蔵する図書を一括して貸出すことをいう。

3 支援対象

鹿児島県内の医療・福祉施設を対象とする。

4 利用手続き

利用を希望する施設は「利用申込書（医療・福祉施設用）」（第29－5号様式）により、利用者カードを申請するものとする。なお、申請の際には施設の概要のわかる資料により、施設の確認を行うものとする。

概要のわかる資料とは施設のパンフレットやチラシ、名刺等施設の名称や所在がわかるものとする。

5 貸出期間・冊数

- (ア) 貸出期間 6週間（配送期間を含む）
- (イ) 冊 数 50冊

6 図書の選択

原則として来館し、選書することとする。

なお、来館することが困難な場合は、借用したい図書の一覧を「貸出希望図書一覧表（医療・福祉施設用）」（第29－6号様式）により作成して、電子メールまたはFAXにより送信することとする。

7 借用図書の紛失届

借用資料の紛失・汚損が生じた場合には、「紛失・汚損届」（第29－7号様式）により報告し、次の利用に供しない場合は現物弁償とする。

8 その他

- (1) 配送依頼の場合、送料は借受者負担とする。
- (2) 貸出期限の延長はできない。
- (3) 児童文化室の特別貸出は利用できない。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

令和7年4月1日 一部改正